

霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和2年8月31日提出
霧島市長 中 重 真 一

霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

第1条 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第179号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

区分		1体につき	
		市内に住所を有する者	左記以外の者
火葬料	大人（13歳以上）	5,000円	40,000円
	小人（13歳未満）	3,000円	20,000円
	死産児・改葬遺骨	1,500円	13,000円
	人体の一部及び産汚物	1,500円	13,000円

を

」

「

区分		死亡者の死亡時における住所が本市にあった場合（死産児の場合はその母の住所が、改葬遺骨及び産汚物類の場合は使用者の住所が本市にあるとき）	左記以外の場合
火葬料	大人（13歳以上） 1体につき	8,000円	45,000円

に

小人（13歳未満） 1体につき	5,000円	27,000円
死産児1胎につき	2,000円	15,000円
改葬遺骨1棺につ き	1,500円	13,000円
人体の一部及び産 汚物1包につき	2,000円	15,000円

」

改める。

第2条 霧島市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表火葬料の部中「8,000円」を「10,000円」に、「45,000円」を「50,000円」に、「5,000円」を「6,000円」に、「27,000円」を「34,000円」に、「2,000円」を「3,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は令和3年4月1日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

国分斎場においては、火葬業務に係る費用が増加しているとともに、火葬炉設備の老朽化に伴い修繕料の増加が見込まれることを踏まえ、火葬に係る使用料を見直すため、本条例の所要の改正をしようとするものである。